

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

A0I TYO Holdings株式会社

提供会社

株式会社A0I Pro.

株式会社ティー・ワイ・オー

目次

【表紙】

第一部 【組織再編成に関する情報】

第1 【組織再編成の概要】

1	【組織再編成の目的等】	1
2	【組織再編成の当時会社の概要】	8
3	【組織再編成に係る契約】	8
4	【組織再編成に係る割当の内容及びその算定根拠】	78
5	【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行（交付）される有価証券との相違】	81
6	【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	82
7	【組織再編成に関する手続】	83

第2	【統合財務情報】	84
----	----------	----

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1	【主要な経営指標等の推移】	87
2	【沿革】	87
3	【事業の内容】	87
4	【関係会社の状況】	88
5	【従業員の状況】	88

第2 【事業の状況】

1	【業績等の概要】	90
2	【生産、受注及び販売の状況】	90
3	【対処すべき課題】	90
4	【事業等のリスク】	90
5	【経営上の重要な契約等】	93
6	【研究開発活動】	93
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	93

第3 【設備の状況】

1	【設備投資等の概要】	94
2	【主要な設備の状況】	94
3	【設備の新設、除却等の計画】	94

第4 【上場申請会社の状況】

1	【株式等の状況】	95
2	【自己株式の取得等の状況】	112
3	【配当政策】	112
4	【株価の推移】	113
5	【役員の状況】	114
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	117

第5	【経理の状況】	118
----	---------	-----

第6	上場申請会社の株式事務の概要	119
----	----------------	-----

第7	【上場申請会社の参考情報】	
1	【上場申請会社の親会社等の情報】	120
2	【その他の参考情報】	120
第三部	【上場申請会社の保証会社等の情報】	121
第四部	【上場申請会社の特別情報】	
第1	【最近の財務諸表】	
1	【貸借対照表】	122
2	【損益計算書】	122
3	【株主資本等変動計算書】	122
4	【キャッシュ・フロー計算書】	122
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	122

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社であるAOI TYO Holdings株式会社（以下「当社」または「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により平成29年1月4日に設立登記する予定です。

（注）本報告書提出日の平成28年12月1日においては、当社は設立されておきませんが、本報告書は、設立日の平成29年1月4日現在の状況について説明する事前書類ですので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿

【提出日】 平成28年12月1日

【会社名】 AOI TYO Holdings株式会社

【英訳名】 AOI TYO Holdings Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 吉田 博昭

代表取締役 中江 康人

【本店の所在の場所】 東京都港区白金一丁目27番6号

【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社AOI Pro.

【英訳名】 AOI Pro. Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 中江 康人

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目5番1号

【電話番号】 03(3779)8000(大代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役 副社長執行役員 譲原 理

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目5番1号

【電話番号】 03(3779)8000(大代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役 副社長執行役員 譲原 理

【会社名】 株式会社ティー・ワイ・オー

【英訳名】 TYO Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早川 和良

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎二丁目21番7号

【電話番号】 03(5434)1586
【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 経営戦略本部長 上窪 弘晃
【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎二丁目21番7号
【電話番号】 03(5434)1586
【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 経営戦略本部長 上窪 弘晃

第一部 【組織再編成に関する情報】

第 1 【組織再編成の概要】

1 【組織再編成の目的等】

(1) 経営統合の目的及び理由

① 経営統合の背景

株式会社AOI Pro. (以下「AOI Pro.」といいます。)は、昭和38年(1963年)に設立、50年以上の長きにわたりTVCM制作に携わっており、業界最大手の一角としての地位を確立しております。平成27年3月に策定した中期経営計画に基づき、コア事業であるTVCM制作を中心とする広告映像制作のさらなる拡大を図る一方で、AOI Pro. グループが培ってきた映像制作ノウハウを強みとして、拡大を続けるインターネット広告分野における動画コンテンツマーケティング事業に新たに挑戦しております。また、海外では、成長著しい東南アジア及び中国にネットワークを築き、日系の広告会社やクライアントとのこれまでのリレーションをもとに広告映像制作ビジネスを展開しつつ、足元では現地企業との取引も増えつつある状況です。

株式会社ティー・ワイ・オー(以下「TYO」といいます。)は、昭和57年(1982年)に設立、M&A等により急成長を果たし、TVCM制作業界において、業界最大手の一角としての地位を確立しております。平成25年9月に策定した中期経営計画に基づき、従来の、広告代理店を経由するTVCM制作を中心とした広告映像制作事業の拡大を図る一方で、TYOグループが培ってきたクリエイティブ力を活かして、広告主との直接取引も営業体制を拡充しつつ、強化・推進しており、更に、従来の広告映像制作事業とのシナジーが大きいPR事業も新たに開始予定であります。また、海外において、インドネシアの広告会社とのジョイントベンチャー設立や、すでにアジアに複数拠点を保有するクリエイティブ・エージェンシーの子会社化等により、進出の足がかりを築いております。

近年、インターネットを中心としたデジタルメディア等の媒体の多様化や、スマートフォンやタブレット端末等に代表されるデバイスの多様化に加え、通信速度やデータ解析、VR(Virtual Reality=仮想現実)やAR(Augmented Reality=拡張現実)等のテクノロジーの劇的な進化もあいまって、広告事業を取り巻く環境は大きく急激に変化しております。また、2017年度から数年間で、放送局に対するTVCM素材の提供方法がオンラインでのデータ送稿へ移行し、プリント売上が減少していくことも見込まれています。こうしたことから、AOI Pro. 及びTYO(以下、総称して「両社」といいます。)が現時点において主力としているTVCM制作マーケットについては、中長期的には大きな成長を見込む事は難しい一方で、広告に関連する事業領域は、その手法や構造の変化を伴いながらも、拡大していくものと考えられています。

広告事業を取り巻くかかる状況、両社のビジョン、経営方針、事業戦略等を総合的に勘案した結果、両社が対等の精神に基づいて経営統合を行い、業界をリードする新たなグループを形成し、共通の理念と戦略の下で、経営資源の結集及び有効活用により、「より大きなシェア」「より強い交渉力」「より強靱な資本」を保持する事が両社の中長期的な成長の為の必須条件であり、更に先進的なビジネスモデルの構築において、より強い競争力を得る事につながる、との結論に至りました。

② 経営統合の目的

(i) 経営統合の基本方針

当社は、グループ企業を統括し、グループ企業価値の最大化を目指し、スリムな規模で、中長期的な戦略の立案や経営資源の配分を行います。また、両社は、事業運営上は独自性を保ちながら、当社の下、人材交流・情報交換等を通じ両社の運営上の仕組みの優れた点を相互に導入・活用することで、グループ全体の発展に寄与します。

(ii) 目的と効果

両社は、本株式移転の方法により当社を設立し経営統合を行うこと(以下「本経営統合」といいます。)により、業界をリードする新たなグループ企業として、先進的なビジネスモデルを構築するとともに、魅力あるサービスを提供し、日本のみならず、アジアNO.1の、映像を主とする広告関連サービス提供会社として、お取引先、株主、従業員、社会等すべてのステークホルダーに貢献する企業となることを目指します。

両社がコア事業とするTVCM制作を主とする広告映像制作事業については、両社の営業上の独自性・独立性を尊重・維持し、両社がこれまで培ってきたそれぞれのブランドは従来通り競合関係を維持し切磋琢磨していくことが、全体の売上・利益を極大化することにつながるものと考えております。一方で、人材教育や業務の効率化施策の共通化、仕入れの共同化、ポストプロダクション部門や撮影機材レンタル部門の相互融通等については、積極的に推進し、収益力・コスト競争力の強化を図ります。加えて、VRやAR等、新たな映像制作技術の開発力は、両社の経営資源を結集することで、格段にアップするものと考えております。

AOI Pro. が新規事業として取り組む動画マーケティング事業については、広告会社と協業ソリューションを提供するビジネスモデルを推進していく一方で、広告主との直接取引となり、そのための営業体制が必要となることも想定されるため、広告主との直接取引を強化しているTYOとのシナジーは、非常に大きいと考えております。

海外事業については、TYOが広告会社とのM&Aを進めている一方で、AOI Pro. は広告映像制作ビジネスを展開しており、機能重複がなく、クライアントを日系企業から現地企業へと拡大する方針が一致しているため、早期に統合効果が発揮されるものと考えております。

加えて、共同持株会社体制により、両社共通の経営戦略の下、当社が成長分野に両社の経営資源を効率的に配分することができるようになるため、経営の機動性・効率性が増すとともに、これまで以上に前向きなリスクテイクが可能になり、業界の変化への適応力が高まるものと考えております。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

ア 上場申請会社の概要

(1) 名称	AOI TYO Holdings株式会社 (英文社名： AOI TYO Holdings Inc.)		
(2) 本店所在地	東京都港区白金一丁目27番6号		
(3) 代表者及び 役員の内就任予定	代表取締役	吉田 博昭	現：TYO会長
	代表取締役	中江 康人	現：AOI Pro. 代表取締役社長執行役員兼グループCEO
	専務取締役	譲原 理	現：AOI Pro. 代表取締役副社長執行役員兼グループCFO
	常務取締役	上窪 弘晃	現：TYO代表取締役副社長経営戦略本部長
	取締役 (監査等委員)	八重樫 悟	現：AOI Pro. 取締役(常勤監査等委員)
	社外取締役 (監査等委員)	小久保 崇	現：TYO社外取締役
	社外取締役 (監査等委員)	高田 一毅	現：AOI Pro. 社外取締役(監査等委員)
	社外取締役 (監査等委員)	萩原 義春	現：TYO常勤社外監査役
(4) 事業内容	広告関連事業等を行う傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務		
(5) 資本金	50億円		
(6) 決算期	12月31日		
(7) 純資産	現時点では確定していません。		
(8) 総資産	現時点では確定していません。		

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、平成29年1月4日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 株A0I Pro.	東京都品川区大崎一丁目5番1号	3,323	TVCM、デジタルコンテンツ等の企画・制作	100.0	4	未定	未定	未定	未定
株ティー・ワイ・オー	東京都品川区上大崎二丁目21番7号	1,850	すべての広告コンテンツの戦略立案・企画・制作	100.0	4	未定	未定	未定	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、両社は、当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となる両社の最近事業年度末日時点(AOI Pro. は平成28年3月31日時点、TYOは平成28年7月31日時点)の状況は、以下のとおりです。

AOI Pro. の概要

(i) 事業内容

AOI Pro. の事業内容につきましては、後記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容

(1) AOI Pro.」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)メディア・ガーデン	横浜市都筑区	40,000	広告制作事業 (撮影スタジオ・機 材レンタル)	100.0	①役員の兼任 AOI Pro. 役員中 2名がその役員を 兼務している。 ②設備の賃貸 TYOのCM撮影スタ ジオ(建物)を賃 貸。
(株)デジタル・ガーデン	東京都渋谷区	300,000	広告制作事業 (デジタル編集及び コンピューターグ ラフィックスの企 画・制作及び編集)	80.0 (30.0)	役員の兼任 AOI Pro. 役員中2 名がその役員を兼務 している
(株)ワサビ	東京都中央区	90,000	広告制作事業 (映像制作)	100.0	役員の兼任 AOI Pro. 役員中2 名がその役員を兼務 している
(株)スクラッチ	東京都港区	27,300	広告制作事業 (映像制作)	92.7	役員の兼任 AOI Pro. 役員中1 名がその役員を兼務 している
(株)シースリーフィルム	東京都渋谷区	60,000	広告制作事業 (映像制作)	99.0	役員の兼任 AOI Pro. 役員中2 名がその役員を兼務 している
(株)ホリーホック	東京都品川区	90,000	写真スタジオ事業	100.0	①役員の兼任 AOI Pro. 役員中 2名がその役員を 兼務している ②資金の援助 157百万円の融資 をしている 200百万円の債務 保証をしている
(株)ビジネス・アーキテクツ	東京都中央区	100,000	広告制作事業 (WEB等の制作)	88.0	役員の兼任 AOI Pro. 役員中1 名がその役員を兼務 している
(株)ティー・ケー・オー	東京都渋谷区	14,000	広告制作事業 (映像制作)	51.0	①役員の兼任 AOI Pro. 役員中 1名がその役員を 兼務している ②資金の援助 15百万円の債務保 証をしている

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)大日	東京都中央区	15,000	広告制作事業 (ラジオCM、映像コ ンテンツの企画・ 制作)	80.0	役員の兼任 AOI Pro. 役員中1 名がその役員を兼務 している
(株)STORYWRITER	東京都港区	50,000	広告制作事業 (コンテンツの企画 開発、広告プロデ ュース)	100.0	役員の兼任 AOI Pro. 役員中1 名がその役員を兼務 している
(株)Quark tokyo (注) 5	東京都港区	233,752	広告制作事業 (デジタルマーケテ ィングソリューション、コンテンツ 企画・制作、デー タ解析・運用)	83.3	役員の兼任 AOI Pro. 役員中1 名がその役員を兼務 している
PT. AOI ASIA INDONESIA	インドネシア ジャカルタ	250千 USドル	広告制作事業 (映像制作)	51.0 (51.0)	資金の援助 103百万円の融資を している
C3 BKK CO., LTD. (注) 4	タイ バンコク	2,000千 タイバーツ	広告制作事業 (映像制作)	49.0 (49.0)	—
AOI Pro. ASIA PTE. LTD.	シンガポール	584千 シンガポ ールドル	広告制作事業 (映像制作)	100.0	役員の兼任 AOI Pro. 役員中1 名がその役員を兼務 している
KS ISLAND MANAGEMENT MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプ ール	1,000千 マレーシア リングギ ット	広告制作事業 (ゴルフレッスン事 業)	97.5 (97.5)	—
AOI ASIA THAI CO., LTD. (注) 4	タイ バンコク	5,000千 タイバーツ	広告制作事業 (映像制作)	49.0 (49.0)	役員の兼任 AOI Pro. 役員中1 名がその役員を兼務 している
北京葵友广告有限公司	中華人民共和 国 北京市	3,000千 人民元	広告制作事業 (映像制作)	66.7	①役員の兼任 AOI Pro. 役員中 2名がその役員を 兼務している ②資金の援助 92百万円の債務保 証をしている
AOI SYSTEMS VIETNAM CO., LTD.	ベトナム ホーチミン	200千 USドル	広告制作事業 (WEB等の制作)	100.0	—
(持分法適用関連会社) その他2社	—	—	—	—	—

- (注) 1 上記子会社は、特定子会社に該当いたしません。
2 上記子会社のうちには有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3 議決権の所有割合の()内は間接所有割合を内数で記載しております。
4 C3 BKK CO., LTD. 及びAOI ASIA THAI CO., LTD. に対する議決権の所有割合は、100分の50以下ですが、実質的に支配しているため子会社としております。
5 ナカミノ(株)は平成28年4月1日付で(株)Quark tokyoに商号変更しております。

TYOの概要

(i) 事業内容

TYOの事業内容につきましては、後記「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容 (2) TYO」をご参照ください。

(ii) 関係会社の状況

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)TYOテクニカルランチ (注) 1	東京都港区	80,000	広告事業	100.0	資金貸付、債務保証、役員の兼任及び仕入
(株)ルーデンス	東京都渋谷区	10,000	広告事業	72.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
(株)TYO パブリック・リレーションズ	東京都千代田区	10,000	広告事業	100.0	資金貸付、役員の兼任及び仕入
(株)ゼオ	東京都渋谷区	63,709	広告事業	100.0	資金貸付、債務保証、役員の兼任及び仕入
(株)コム	東京都品川区	74,000	広告事業	73.4	債務保証、役員の兼任及び仕入
(株)MIURA&Company	東京都港区	60,000	広告事業	100.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
(株)ケー・アンド・エル	東京都千代田区	100,000	広告事業	68.0	資金貸付、役員の兼任及び仕入
凱立広告(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市	30,000	広告事業	68.0 (68.0)	—
K&L CREATIVE ASIA PTE. LTD. (注) 1	シンガポール	3,500千 シンガポ ールドル	広告事業	68.0 (68.0)	—
TYO-ASIA PTE. LTD. (注) 1	シンガポール	8,000千 シンガポ ールドル	広告事業	100.0	役員の兼任
PT TYO FIRST EDITION	インドネシア ジャカルタ	2,500,000千 インドネ シアアル ピア	広告事業	51.0 (51.0)	資金貸付及び役員の兼任
(株)祭	東京都港区	67,000	映像関連事業	100.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
(株)TYOアニメーションズ	東京都清瀬市	10,000	映像関連事業	100.0	債務保証、役員の兼任及び仕入
(株)リアル・ティ	東京都杉並区	10,000	映像関連事業	80.0 (80.0)	債務保証及び役員の兼任
(持分法適用関連会社) その他 1 社	—	—	—	—	—

(注) 1 特定子会社に該当します。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3 議決権の所有割合の()内は間接所有割合を内数で記載しております。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、両社は当社の完全子会社になる予定であります。前記「①上場申請会社の企業集団の概要
イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載もご参照ください。

イ 役員の兼任関係

当社と当社の完全子会社である両社の役員の兼任関係は、前記「①上場申請会社の企業集団の概要
イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

ウ 取引関係

当社と当社の完全子会社である両社との取引関係は、前記「①上場申請会社の企業集団の概要
イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

両社は、平成29年1月4日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両社を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を平成28年7月29日の両社の各取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両社は、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する統合契約書を締結しております。本株式移転計画に基づき、AOI Pro.の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、TY0の普通株式1株に対して当社の普通株式0.18株を、それぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、平成28年9月27日に開催された両社の各臨時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、両社の剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 株式移転計画の内容

株式移転計画書

株式移転計画書（写）

株式会社A0I Pro.（以下「甲」という。）及び株式会社ティー・ワイ・オー（以下「乙」という。）は、平成28年7月29日付で、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第7条において定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙1「定款」第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「A0I TYO Holdings株式会社」とし、英文では「A0I TYO Holdings Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、東京都港区とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、8000万株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査等委員の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役	吉田 博昭
取締役	中江 康人
取締役	譲原 理
取締役	上窪 弘晃
2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役	八重樫 悟
社外取締役	小久保 崇
社外取締役	高田 一毅
社外取締役	萩原 義春
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

1. 新会社が、本株式移転に際して甲及び乙の株主に対して交付する甲又は乙の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。
 - (1) 新会社が本株式移転に際して甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前の時点(以下「基準時」という。)において甲が発行している普通株式の数に1を乗じた数
 - (2) 基準時において乙が発行している普通株式の数に0.18を乗じた数
2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲又は乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合にて新会社の普通株式を割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株
 - (2) 乙の株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式0.18株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

第5条 (新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
50億円
- (2) 資本準備金の額
12億5000万円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条 (本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社葵プロモーション 第2回新株予約権	別紙2記載	AOI TYO Holdings株式会社 第1回新株予約権	別紙3記載
②	株式会社AOI Pro. 第5回新株予約権	別紙4記載	AOI TYO Holdings株式会社 第2回新株予約権	別紙5記載
③	株式会社AOI Pro. 第6回新株予約権	別紙6記載	AOI TYO Holdings株式会社 第3回新株予約権	別紙7記載
④	株式会社AOI Pro. 第7回新株予約権	別紙8記載	AOI TYO Holdings株式会社 第4回新株予約権	別紙9記載

2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する前項の表の①から④までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

3. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ティー・ワイ・オー 第8回新株予約権	別紙10記載	AOI TYO Holdings株式会社 第5回新株予約権	別紙11記載
②	株式会社ティー・ワイ・オー 第9回新株予約権	別紙12記載	AOI TYO Holdings株式会社 第6回新株予約権	別紙13記載
③	株式会社ティー・ワイ・オー 第10回新株予約権	別紙14記載	AOI TYO Holdings株式会社 第7回新株予約権	別紙15記載
④	株式会社ティー・ワイ・オー 第11回新株予約権	別紙16記載	AOI TYO Holdings株式会社 第8回新株予約権	別紙17記載

4. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の新株予約権者に対して、その所有する前項の表の①から④までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第7条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成29年1月4日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成28年9月27日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成28年9月27日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議の上、合意により前二項に定める株主総会開催日を変更することができる。

第9条（株式上場）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成28年9月30日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり7円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、甲は、本株式移転の効力の発生を条件として、平成28年12月31日の最終の甲の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり12円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

2. 乙は、平成28年7月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり5円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、本株式移転の効力の発生を条件として、平成28年12月31日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、1株当たり2円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後、新会社の成立の日以前を基準日として剰余金の配当の決議を行わないものとする。

第11条（役員退職慰労金）

乙は、平成28年7月期に係る定時株主総会において、乙の役員退職慰労金規程に基づき退職慰労金の支給を受ける資格を有するその時点の取締役及び監査役に対して退職慰労金の打切り支給を行う旨の議案を上程し、その承認を求めるものとする。当該議案が承認された場合には、乙は、その後に開催される取締役会において、乙の役員退職慰労金規程に基づき、対象となる取締役及び監査役に支給される退職慰労金の総額を決定し、当該取締役及び監査役の退任時に、取締役会において、当該総額の範囲内で、退職慰労金規程に基づき、対象となる取締役及び監査役の具体的な退職慰労金の額を決定し、当該退職慰労金を支給するものとする。

第12条（事業の運営等）

甲及び乙は、新会社の成立の日までの間、それぞれ善良な管理者としての注意をもって、自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良な管理者の注意をもって、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、本計画に別途定める場合を除き、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙が協議し、合意の上行うものとする。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られない場合には、その効力を失うものとする。

第14条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、甲若しくは乙の事業、財産状態若しくは権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態、又は本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生し、本計画の目的を達成することが不可能若しくは著しく困難となった場合には、甲及び乙が協議の上、合意により本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上、合意によりこれを定める。

[本頁以下余白]

以上を証するため、原本2通を作成し、各当事者が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年7月29日

東京都品川区大崎一丁目5番1号
株式会社AOI Pro.
代表取締役 中江 康人 ㊟

東京都品川区上大崎二丁目21番7号
株式会社ティール・ワイ・オー
代表取締役 吉田 博昭 ㊟

別紙 1 定款

AOI TYO Holdings株式会社 定 款

第 1 章 総 則

第 1 条(商号)

当社はAOI TYO Holdings株式会社と称し、英文ではAOI TYO Holdings Inc.と表示する。

第 2 条(目的)

当社は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) テレビコマーシャルその他すべての広告の企画及び制作
- (2) 広告代理業
- (3) 映画、テレビ番組、音楽、デジタルコンテンツ(携帯電話コンテンツを含む)、Web及びグラフィックを含む広告制作物、インターネットのWebサイト、書籍(電子書籍を含む)、印刷物、映像ソフトウェア、音響ソフトウェア、コンピュータソフトウェアの企画、制作、販売、出版、配給、興行、輸出入、賃貸借、仲介及び運営
- (4) イラストレーション、キャラクターデザイン、漫画、キャラクター商品の企画、制作、開発及び販売
- (5) 工業所有権、著作権等の無体財産権、その他ソフトウェアの企画、取得、販売、管理、許諾及び仲介
- (6) 音楽著作物の利用の開発
- (7) 玩具、衣料用繊維製品、衣料雑貨、ポスター、アルバム等写真用品、装身具、日用雑貨品等の企画、製造、輸出入及び販売
- (8) 切手、はがき、印紙、飲料(酒類含む)、食料品、医薬品、化粧品、美術品、宝石類、煙草等の企画、販売
- (9) 屋外広告物、展示物、室内装飾等の企画、制作、管理、施工
- (10) 広告、広報を目的とする建設工事の企画、設計、監理、施工
- (11) 地域開発事業の企画及び実施
- (12) 各種イベントの企画、制作、運営及び実施
- (13) PR施設、文化施設、スポーツ施設、研修施設、医療施設、劇場、貸ホール、画廊、遊技場、飲食店及び駐車場の企画、運営
- (14) 国内外におけるタレント、作家、クリエイター等映像メディアに関わる人材の育成、教育、管理、有料職業紹介及び斡旋、マネジメント並びにプロモート業
- (15) 俳優、歌手、文化人のコマーシャル出演に関する企画、演出、管理、渉外等の業務
- (16) 撮影スタジオ、録音スタジオ、編集スタジオの経営
- (17) 撮影用、再生用映画及びビデオ機材のレンタル
- (18) 映像機器及びその周辺機器並びに映像・撮影関連消耗品の輸入及び販売
- (19) ピーアール、記録、教育及び展示映像の企画及び制作
- (20) 広告宣伝の企画実施
- (21) インターネットを利用した各種情報提供サービス業務、市場調査、宣伝及び広告等の受託
- (22) インターネットの接続仲介、アクセスサービス業
- (23) デジタルコンテンツ(テキスト、音声、静止画、動画)の制作、配信及びデジタルメディアの最適利用等に関するコンサルティング
- (24) 通信販売業
- (25) コンピュータ及びその周辺機器の開発、販売
- (26) コンピュータ、通信機器、コンピュータシステム及び通信ネットワークシステムに関する企画立案、コンサルティング、設計、開発、販売、賃貸、請負、設置修理及び保守
- (27) 情報システム関連資産の賃貸借事業
- (28) 市場調査業及び販売促進活動に関するコンサルティング業務及び申込受付等の代行
- (29) 経営コンサルティング業務

(30) 金融業

(31) 財務経理、人事、人材育成、情報システム構築、運営、資産管理等に関する業務及び給与計算、各種保険手続等の業務請負事業

(32) 集金業務の代行事業

(33) 投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理並びに投資事業組合、投資事業有限責任組合への出資

(34) 有価証券の保有及び投資

(35) 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計、施工、監理、技術指導及びコンサルティング並びに請負

(36) 土木工事、建築工事、大工工事、屋根工事、タイル、レンガ、ブロック工事、内装仕上工事に関する調査、企画、設計、監理、施工に関連する役務の提供及びコンサルタント業

(37) 労働者派遣事業

(38) 絵画及び美術品等の企画、制作及び販売

(39) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理及びコンサルティングに関する事業

(40) 損害保険代理業

(41) 生命保険の募集に関する業務

(42) 警備業法に基づく警備業

(43) 旅行業法に基づく旅行業

(44) 倉庫業法に基づく倉庫業

(45) 一般貨物自動車運送事業

(46) 古物商

(47) 環境保全を考えた消費者の行動が環境に配慮した機器やサービスの需要や市場を誘発する環境誘発型ビジネスに関連する企画、役務の提供及びコンサルタント業

(48) 電気通信事業

(49) 商品開発及び企画、販売、企業イメージに関するコンサルティング

(50) グラフィックデザイン、工業デザイン、英字及び諸外国文字、和字等の字型の企画及び設計

(51) 写真の現像、焼付及び加工業

(52) 美容及び着付業

(53) 加盟店に対する撮影指導、必要用品の仕入れルートの斡旋及び販売上必要な資材の供給

(54) マーケティング企画広告代理業務

(55) 前各号に附帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当社は本店を東京都港区に置く。

第4条(機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

第5条(公告方法)

当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は8000万株とする。

第7条(自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を買受けることができる。

第8条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第10条(単元未満株式の買増請求)

当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という)することができる。

2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第11条(株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第12条(株主名簿管理人)

当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社では取扱わない。

第3章 株主総会

第13条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

第14条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年12月31日とする。

第15条(招集者)

株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第16条(議長)

株主総会の議長は代表取締役がこれにあたる。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第17条(議決権の代理行使)

株主又はその代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 株主又は前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎にあらかじめ当会社に提供するものとする。

第18条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第19条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第20条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第21条(員数)

当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、4名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第22条(選任方法)

取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第23条(任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第24条(代表取締役及び役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第25条(取締役会の招集者)

取締役会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第26条(取締役会の議長)

取締役会の議長は代表取締役がこれにあたる。

2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれにあたる。

第27条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第28条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第29条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印する。

第30条(重要な業務執行の決定の取締役への委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第31条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第32条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、取締役(監査等委員である取締役を除く)と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第33条(取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

第34条(常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって、委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第35条(監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第36条(監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

第37条(監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載し、出席した監査等委員がこれに記名捺印する。

第38条(監査等委員会規則)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

第39条(事業年度)

当社の事業年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第40条(剰余金の配当基準日)

当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

第41条(中間配当)

当社は、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第42条(除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。

附 則

第1条(最初の事業年度)

第39条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成29年12月31日までとする。

第2条(最初の取締役及び監査等委員の報酬等)

第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の総額は年額金2億円以内とする。

2. 第32条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額金5000万円以内とする。

第3条(附則の削除)

本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除する。

以 上

別紙2 株式会社A0I Pro. 第2回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称 株式会社葵プロモーション第2回新株予約権
2. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は500株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成21年8月18日から平成51年8月17日まで
5. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 募集新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4.の期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合又は上記7.に従って当社が募集新株予約権を取得することを決定している場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
 - ① 新株予約権者が平成50年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年8月18日から平成51年8月17日
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

11. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

各募集新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)ないし(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S): 平成21年8月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X): 1円
- (4) 予想残存期間(T): 15年
- (5) 株価変動性(σ): 15年間(平成6年8月17日から平成21年8月17日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率
- (7) 配当利回り(q): 1株当たりの配当金(平成21年3月期の実績配当金)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数($N(\cdot)$)

12. 募集新株予約権を割り当てる日

平成21年8月17日

13. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成21年8月17日とする。

14. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出するものとする。
 - (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記16.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。
15. 募集新株予約権の行使請求受付場所
当社管理本部(又はその時々における当該業務担当部署)
16. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所
株式会社みずほ銀行五反田支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)
17. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。
18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
19. 発行要項の公示
当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。
20. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙3 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権の内容

1. 募集新株予約権の名称 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権
2. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数
募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は500株とする。
ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。
なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 募集新株予約権を行使することができる期間
平成29年1月4日から平成51年8月17日まで
5. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限
譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 募集新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 募集新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の募集新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4. の期間内において、株式会社A0I Pro. の取締役の地位を喪失したときに限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合又は上記7.に従って当社が募集新株予約権を取得することを決定している場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

① 新株予約権者が平成50年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成50年8月18日から平成51年8月17日

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

11. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

募集新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 募集新株予約権を割り当てる日

平成29年1月4日

13. 募集新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを当社の指定する行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

14. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 募集新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、募集新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、募集新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び募集新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

17. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

別紙4 株式会社A0I Pro. 第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社A0I Pro. 第5回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

平成24年11月28日から平成54年11月27日まで

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4. の期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、乙は、地位喪失日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記4.の期間内において、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

- ① 新株予約権者が平成53年11月27日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成53年11月28日から平成54年11月27日
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算定した1株当たりのオプション価格(1円未満の端数は切り上げる)に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qt}N(d) - Xe^{-rt}N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- (1) 1株当たりのオプション価格(C)
- (2) 株価(S):平成24年11月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- (3) 行使価格(X):1円
- (4) 予想残存期間(T):15年
- (5) 株価変動性(σ):15年間(平成9年11月27日から平成24年11月27日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- (6) 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- (7) 配当利回り(q):1株当たりの配当金(平成24年3月期の実績配当金)÷上記(2)に定める株価
- (8) 標準正規分布の累積分布関数($N(\cdot)$)

12. 新株予約権を割り当てる日

平成24年11月27日

13. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成24年11月27日

14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記16.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

15. 新株予約権の行使請求受付場所
当社総務本部又はその時々における当該業務担当部署
16. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所
株式会社みずほ銀行五反田支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店
17. 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。
18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
19. 発行要項の公示
当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。
20. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙5 A01 TY0 Holdings株式会社第2回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 A01 TY0 Holdings株式会社第2回新株予約権
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は500株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
4. 新株予約権を行使することができる期間
平成29年1月4日から平成54年11月27日まで
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
7. 新株予約権の取得条項
以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記5. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記7. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記10. に準じて決定する。

9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記4. の期間内において、株式会社AOI Pro. の取締役の地位を喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、乙は、地位喪失日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、上記4.の期間内において、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、上記8.に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

① 新株予約権者が平成53年11月27日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成53年11月28日から平成54年11月27日

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)
当該承認日の翌日から15日間

(3) 上記(1)及び(2)①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。

12. 新株予約権を割り当てる日

平成29年1月4日

13. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを当社の指定する行使請求受付場所に提出する。

(2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。

14. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。

(2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

15. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

16. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

17. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以上

別紙6 株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、4.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を548円(以下、「行使価額」という)とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は下記4.に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成26年11月28日から平成29年11月27日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権と引換に金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

13. 新株予約権を割り当てる日
平成24年11月27日
14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、これを下記15. に定める行使請求受付場所に提出する。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記16. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。
15. 新株予約権の行使請求受付場所
当社総務本部又はその時々における当該業務担当部署
16. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所
株式会社みずほ銀行五反田支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店
17. 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。
18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
19. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。
20. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙7 AOI TYO Holdings株式会社第3回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 AOI TYO Holdings株式会社第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、4.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を548円(以下、「行使価額」という)とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。ただし、行使価額は下記4.に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年1月4日から平成29年11月27日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権と引換に金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

13. 新株予約権を割り当てる日
平成29年1月4日
14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、これを当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。
15. 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。
16. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。
17. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。
18. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙8 株式会社A0I Pro. 第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 株式会社A0I Pro. 第7回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、4.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1,030円(以下、「行使価額」という)とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は下記4.に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①または②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(係る新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、係る割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年12月2日から平成32年12月1日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
13. 新株予約権を割り当てる日
平成27年12月1日
14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを下記15.に定める行使請求受付場所に提出する。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記16.に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。
15. 新株予約権の行使請求受付場所
当社総務部またはその時々における当該業務担当部署
16. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所
株式会社みずほ銀行五反田支店またはその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店
17. 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
18. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、係る変更は本要項と一体をなすものとする。
19. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。
20. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は当社代表取締役に一任する。
21. 上記各項は金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

別紙9 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、4.(2)①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1,030円(以下、「行使価額」という)とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

ただし、行使価額は下記4.に定める調整に服する。

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①または②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下、「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(係る新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当てまたは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、係る割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年12月2日から平成32年12月1日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

11. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

12. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
13. 新株予約権を割り当てる日
平成29年1月4日
14. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを当社の指定する行使請求受付場所に提出する。
 - (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込む。
15. 新株予約権の行使の効力発生時期等
 - (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
 - (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。
16. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い
本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、係る変更は本要項と一体をなすものとする。
17. 発行要項の公示
当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。
18. その他本新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

以 上

別紙10 株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式500株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成23年1月30日

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個当たりの価額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である52円に上記1.で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記行使価額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成26年1月15日から平成33年1月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、その他当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用される。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、26円とする。

11. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日

本新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の権利行使が8月1日から1月31日までになされたときは8月1日に、2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、それぞれ本新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。

12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交

換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.において定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記7.に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使請求受付場所

株式会社ティー・ワイ・オー経営企画部(東京都品川区上大崎二丁目21番7号)またはその業務を承継する部署とする。

14. 新株予約権行使時の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行東京中央支店(東京都中央区八重洲一丁目2番16号)またはその業務を承継する銀行もしくは部署とする。

15. 新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書およびその他行使に要する書類が新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込をすべき金額が払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

16. 株券の交付方法

当社は、新株予約権の行使手続終了後遅滞無く株券を交付する。ただし、単元未満株については株券を交付しない。

17. その他の事項

本新株予約権の割当および行使に関し必要な細目にわたる事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

別紙11 AOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式90株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成29年1月4日

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)である289円に上記1.で定める新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記行使価額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成29年1月4日から平成33年1月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、株式会社ティー・ワイ・オーまたはその関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、その他当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用される。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

11. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日

本新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の権利行使が8月1日から1月31日までになされたときは8月1日に、2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、それぞれ本新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。

12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.において定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記7.に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書およびその他行使に要する書類が当社の指定する新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込をすべき金額が当社の指定する払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

14. その他の事項

本新株予約権の割当および行使に関し必要な細目にわたる事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

別紙12 株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式500株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成23年1月30日

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個当たりの価額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である52円に上記1.で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記行使価額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成26年1月15日から平成33年1月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職、その他当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件については、平成22年10月28日開催の第29期定時株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用される。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、26円とする。

11. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日

本新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の権利行使が8月1日から1月31日までになされたときは8月1日に、2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、それぞれ本新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。

12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿っ

て再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.において定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記7.に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使請求受付場所

株式会社ティー・ワイ・オー経営企画部(東京都品川区上大崎二丁目21番7号)またはその業務を承継する部署とする。

14. 新株予約権行使時の払込取扱場所

株式会社みずほ銀行東京中央支店(東京都中央区八重洲一丁目2番16号)またはその業務を承継する銀行もしくは部署とする。

15. 新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書およびその他行使に要する書類が新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込をすべき金額が払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

16. 株券の交付方法

当社は、新株予約権の行使手続終了後遅滞無く株券を交付する。ただし、単元未満株については株券を交付しない。

17. その他の事項

本新株予約権の割当および行使に関し必要な細目にわたる事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

別紙13 AOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式90株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の計算により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数を切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が吸収分割もしくは新設分割を行う場合、当社は目的たる株式の数を調整することができる。

2. 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

3. 新株予約権の発行日

平成29年1月4日

4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個当たりの価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である289円に上記1.で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後に、当社が当社普通株式の時価を下回る価額での当社普通株式の発行、合併、会社分割、株式分割または株式併合を行う場合、その他行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権および新株引受権の行使による場合を除く)を行う場合は、上記行使価額は次の計算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替える。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができる。

5. 新株予約権の権利行使期間

平成29年1月4日から平成33年1月14日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、株式会社ティー・ワイ・オーまたはその関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、定年退職、その他当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

7. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 対象者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が、新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用される。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求があるときに限り、新株予約権証券を発行する。

10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

11. 新株予約権の行使によって新株を発行する場合の利益または利息の配当起算日

本新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金については、本新株予約権の権利行使が8月1日から1月31日までになされたときは8月1日に、2月1日から7月31日までになされたときは2月1日に、それぞれ本新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。

12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記4.において定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5.に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記7.に準じて決定する。

13. 新株予約権の行使の効力発生時期

新株予約権の行使の効力は、新株予約権行使請求書およびその他行使に要する書類が当社の指定する新株予約権行使請求受付場所に到達し、かつ、行使に際して払込をすべき金額が当社の指定する払込取扱場所に払い込まれたときに生ずるものとする。

14. その他の事項

本新株予約権の割当および行使に関し必要な細目にわたる事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

以 上

別紙14 株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、(注)1の定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数につき同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日
平成27年1月15日
3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
要しない。
4. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である188円に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
ただし、(注)2の定めにより行使価額の調整を行うことがある。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
141,000,000円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、94円とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、94円とする。
7. 新株予約権の行使期間
平成28年12月26日から平成36年12月25日まで。
ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
 - (1) 行使請求の受付場所
株式会社ティー・ワイ・オー 経営戦略本部 経営企画部
 - (2) 行使請求の取次場所
該当事項なし。
 - (3) 行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 東京中央支店
9. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとする。ただし、再承継はできないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

10. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

11. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

12. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

13. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下を総称して「組織再編成行為」という。)に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
上記10.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを上記8.「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記8.「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(注) 4 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続きを行うものとする。

(注) 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 6 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

以 上

別紙15 A01 TYO Holdings株式会社第7回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式18株とする。ただし、(注)1の定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数につき同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日
平成29年1月4日
3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
要しない。
4. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である1,045円に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
ただし、(注)2の定めにより行使価額の調整を行うことがある。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
141,075,000円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
7. 新株予約権の行使期間
平成29年1月4日から平成36年12月25日まで。
ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
8. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、株式会社ティー・ワイ・オー又はその関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
 - (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとする。ただし、再承継はできないものとする。
 - (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。

(5) その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(3) 対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下を総称して「組織再編成行為」という。)に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
上記9.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを当社の指定する新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する新株予約権の行使請求の払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(注) 4 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続きを行うものとする。

(注) 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 6 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

以 上

別紙16 株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とする。ただし、(注)1の定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数につき同様の調整を行う。
2. 新株予約権の割当日
平成27年1月15日
3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
要しない。
4. 新株予約権の行使時の払込金額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)である188円に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、(注)2の定めにより行使価額の調整を行うことがある。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額
235,000,000円
(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、94円とする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、94円とする。
7. 新株予約権の行使期間
平成28年12月26日から平成36年12月25日まで。
ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。
8. 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所
 - (1) 行使請求の受付場所
株式会社ティー・ワイ・オー 経営戦略本部 経営企画部
 - (2) 行使請求の取次場所
該当事項なし。
 - (3) 行使請求の払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 東京中央支店
9. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
 - (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

- (3) 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとする。ただし、再承継はできないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。
- (5) その他の権利行使の条件は、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

10. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

11. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

12. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

13. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下を総称して「組織再編成行為」という。)に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
上記10.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを上記8.「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて上記8.「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(注) 4 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続を行うものとする。

(注) 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 6 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

以 上

別紙17 AOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権の内容

1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式18株とする。

ただし、(注)1の定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数につき同様の調整を行う。

2. 新株予約権の割当日

平成29年1月4日

3. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

要しない。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権1個あたりの価額は、次により決定される1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)である1,045円に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

ただし、(注)2の定めにより行使価額の調整を行うことがある。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

225,720,000円

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、行使価額と同額とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項により算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 新株予約権の行使期間

平成29年1月4日から平成36年12月25日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、株式会社ティー・ワイ・オー又はその関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) 権利行使期間中に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとする。ただし、再承継はできないものとする。

(4) 新株予約権の行使に係る払込金額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとする。

(5) その他の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (4) 本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

11. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下を総称して「組織再編成行為」という。)に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為に係る契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6.「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の(2)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

上記9.「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。

(注) 1 付与株式数の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。)など、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で付与株式数を調整することができるものとする。

(注) 2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

また当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

(注) 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

(1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、署名又は記名押印の上、これを当社の指定する新株予約権の行使請求の受付場所に提出するものとする。

(2) 上記(1)の新株予約権行使請求書の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて当社の指定する新株予約権の行使請求の払込取扱場所の口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(注) 4 新株予約権の行使効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録するために必要な手続きを行うものとする。

(注) 5 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 6 株式の交付方法

当社は、新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

以 上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	AOI Pro.	TYO
株式移転比率	1	0.18

(注) 1 株式の割当比率

AOI Pro. の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株、TYO の普通株式 1 株に対して当社の普通株式 0.18 株をそれぞれ割当て交付いたします。

本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、本株式移転計画作成後当社成立日までの間において、AOI Pro. 又は TYO の事業、財産状態又は権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態が発生し、本株式移転計画の目的を達成することが不可能又は著しく困難となった場合には、両社で協議のうえ、変更することがあります。

(注) 2 当社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式：24,566,447 株

上記は、AOI Pro. の平成 28 年 3 月 31 日時点における普通株式の発行済株式総数(13,334,640 株)及び TYO の平成 28 年 4 月 30 日時点における普通株式の発行済株式総数(62,398,930 株)を前提として算出しております。

なお、両社の各株主から株式買取請求権の行使、又は両社の各新株予約権者から新株予約権の行使がなされた場合等には、当社が実際に交付する新株式数が変動することがあります。

(注) 3 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1 単元(100 株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両社の株主につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主は、会社法第 192 条第 1 項に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容及び理由

AOI Pro. は、前記「(1) 株式移転比率」に記載の本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、AOI Pro. の第三者算定機関として株式会社 KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である KPMG から平成 28 年 7 月 28 日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、前記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、TYO は、前記「(1) 株式移転比率」に記載の本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、TYO の第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるみずほ証券から平成 28 年 7 月 28 日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、前記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、平成 28 年 7 月 29 日に開催された両社の各取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

AOI Pro. のフィナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)であるKPMG及びTYOのフィナンシャル・アドバイザー(第三者算定機関)であるみずほ証券は、いずれも両社の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(ii) 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、AOI Pro. はKPMGを第三者算定機関として起用し、また、TYOはみずほ証券を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

KPMGは、両社について、両社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価方式を、また、両社の将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式(以下「DCF方式」といいます。)を、それぞれ採用して算定を行いました。各手法による株式移転比率の算定レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、AOI Pro. の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、TYOの普通株式1株に対して割り当てられる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価方式(KPMG基準日①)	0.171 ~ 0.187
市場株価方式(KPMG基準日②)	0.170 ~ 0.181
DCF方式	0.128 ~ 0.199

市場株価方式については、「株式会社AOI Pro. と株式会社ティー・ワイ・オーとの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」が公表された平成28年7月11日の前取引日である平成28年7月8日(以下「KPMG基準日①」といいます。)及び平成28年7月28日(以下「KPMG基準日②」といいます。)を基準日として、各基準日の株価終値、各基準日から遡る1か月間、3か月間、6か月間の株価終値単純平均値に基づき算定を行いました。

KPMGがDCF方式による算定にあたり前提としたAOI Pro. の将来の利益計画には、マーケットシェアの拡大や業務効率の向上のための新システム導入等による主力事業である国内TVCM制作事業の収益性強化、アジアを中心とした海外事業の積極的な推進、インターネット広告分野における動画を活用したサービス領域の拡大等により、平成31年3月期の営業利益が前年度比22.3%増の約36億円になると見込まれております。また、TYOの将来の利益計画については、対前年度比較において大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。プロジェクトの原価管理の厳格化による利益率改善、広告主直接取引の積極的な営業活動の推進、広告代理店取引の強化、海外子会社の販管費の削減等により、平成31年7月期の営業利益は前年度比31.2%増の約31億円になると見込まれております。

KPMGは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。両社及びその子会社、関連会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した両社の事業計画に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。KPMGの株式移転比率の算定は、平成28年7月28日時点までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

AOI Pro. は、KPMGより、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、KPMGによる上記算定結果の合理性を確認しております。

一方、みずほ証券は、両社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、両社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

上記の評価手法に基づき算出した株式移転比率の算定レンジはそれぞれ以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、AOI Pro. の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てる場合に、TYOの普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価法(基準日①)	0.169～0.178
市場株価法(基準日②)	0.171～0.182
DCF法	0.151～0.223

なお、市場株価法では、平成28年7月28日を基準日(以下「基準日①」といいます。)として、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の基準日①の株価終値、基準日①までの1か月間、3か月間及び6か月間における終値単純平均株価、並びにTYOによる「株式会社ティー・ワイ・オーと株式会社AOI Pro. との共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」及びAOI Pro. による「株式会社AOI Pro. と株式会社ティー・ワイ・オーの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合に関する基本合意書の締結について」が公表され、かつ本株式移転に関する憶測報道がなされた平成28年7月11日の前営業日である平成28年7月8日を基準日(以下「基準日②」といいます。)として、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の基準日②の株価終値、基準日②までの1か月間、3か月間及び6か月間における終値単純平均株価を採用しております。また、みずほ証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定への依頼も行っておりません。加えて、両社から提供された財務予測(利益計画及びその他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、みずほ証券がDCF法による算定の基礎とするためにTYOから受領した財務予測には、対前年度比較において大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、プロジェクトの原価管理の厳格化による利益率改善、広告主直接取引の積極的な営業活動の推進、広告代理店取引の強化、海外子会社の販管費の削減等により、平成31年7月期の営業利益は前年度比31.2%増の約31億円になると見込まれております。また、AOI Pro. から受領したDCF法による算定の基礎とした財務予測には、マーケットシェアの拡大や業務効率の向上のための新システム導入等による主力事業である国内TVCM制作事業の収益性強化、アジアを中心とした海外事業の積極的な推進、インターネット広告分野における動画を活用したサービス領域の拡大等により、平成31年3月期の営業利益が前年度比22.3%増の約36億円になると見込まれております。なお、当該財務予測は本株式移転の実施を前提としているものではありません。

TYOは、みずほ証券より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

③ 当社の上場申請等に関する取扱い

当社の株式については、東京証券取引所市場第一部に新規上場申請を行い、承認を受けております。上場日は、当社の設立登記日である平成29年1月4日を予定しております。

また、両社は本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に伴い、平成28年12月28日をもって上場廃止となる予定です。

④ 公正性を担保するための措置

AOI Pro. は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

AOI Pro. は、本株式移転の公正性を担保するために、前記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてKPMGを起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。AOI Pro. は、第三者算定機関であるKPMGの分析及び意見を参考としてTYOと交渉・協議を行い、前記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを平成28年7月29日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、AOI Pro. は、本株式移転における株式移転比率がAOI Pro. の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

AOI Pro. は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、AOI Pro. の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

一方、TYOは、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

TYOは、本株式移転の公正性を担保するために、前記「①割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、第三者算定機関としてみずほ証券を起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。TYOは、第三者算定機関であるみずほ証券の分析及び意見を参考としてAOI Pro. と交渉・協議を行い、前記「(1) 株式移転比率」に記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを平成28年7月29日に開催された取締役会において決議いたしました。

なお、TYOは、本株式移転における株式移転比率がTYOの普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

TYOは、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、TYOの意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続に関する法的助言を受けております。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、両社の間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行(交付)される有価証券との相違】

TYOの定款においては、TYOの単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことをTYOに請求すること(いわゆる単元未満株式の買増請求)ができる旨の規定はありませんが、当社の定款においては係る規定があります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、法定の通知期限までに、TYOに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、TYOは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時における両社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に割り当てられます。株主は、自己のAOI Pro. 又はTYOの株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることになります。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 新株予約権の買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、両社が既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限り、)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転に際して当社は新株予約権証券を発行いたしませんので、特段の手続は不要です。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、④AOI Pro. においてはTYOの、TYOにおいてはAOI Pro. の最終事業年度に係る計算書類等の内容、⑤AOI Pro. においてはTYOの、TYOにおいてはAOI Pro. の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象(以下「重要な財産の処分等」といいます。)、並びに⑥AOI Pro. においてはAOI Pro. の、TYOにおいてはTYOの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等を記載した書面を、両社の本店に平成28年9月12日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、平成28年7月29日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画であります。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③の書類は、本株式移転に際してAOI Pro. 又はTYOの新株予約権を保有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数、割当てに関する事項が相当であることを説明した書類であります。④の書類は、AOI Pro. においては平成28年3月期の、TYOにおいては平成28年7月期の計算書類等に関する書類であります。⑤の書類は、AOI Pro. においてはTYOの平成27年7月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を、TYOにおいてはAOI Pro. の平成28年3月期末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類であります。⑥の書類は、AOI Pro. においてはAOI Pro. の平成28年3月期末日後に生じた重要な財産の処分等を、TYOにおいてはTYOの平成27年7月期の末日後に生じた重要な財産の処分等を説明した書類であります。

これらの書類は、それぞれAOI Pro. 又はTYOの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①から⑥までに掲げる事項のいずれかに変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

経営統合に関する基本合意書承認取締役会(両社)	平成28年7月11日
経営統合に関する基本合意書締結(両社)	平成28年7月11日
臨時株主総会に関する基準日公告日(両社)	平成28年7月16日
統合契約書及び株式移転計画承認取締役会(両社)	平成28年7月29日
統合契約書締結及び株式移転計画作成(両社)	平成28年7月29日
臨時株主総会に関する基準日(両社)	平成28年7月31日
株式移転計画承認臨時株主総会(両社)	平成28年9月27日
東京証券取引所上場廃止日(両社)	平成28年12月28日(予定)
統合予定日(当社設立登記日)	平成29年1月4日(予定)
当社株式上場日	平成29年1月4日(予定)

但し、本経営統合の手続の進行上の必要性その他の事由により、必要な場合には、両社で協議し合意のうえに変更することがあります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

AOI Pro. 又はTY0の株主が、その有するAOI Pro. 又はTY0の普通株式につき、AOI Pro. 又はTY0に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年9月27日に開催された各臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれAOI Pro. 又はTY0に対し通知し、かつ、上記各臨時株主総会において本株式移転に反対し、両社が、上記各臨時株主総会の決議の日(平成28年9月27日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

AOI Pro. 又はTY0が既に発行している新株予約権については、各新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

両社の新株予約権については、本株式移転に係る株式移転計画における会社法第773条第1項第9号又は第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件(同号ホに関するものに限ります。)に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、両社は、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

第2 【統合財務情報】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

(2) 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありますが、両社の最近連結会計年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もともと、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載でありますことにご留意ください。また、「売上高」、「経常利益」及び「親会社株主に帰属する当期純利益」以外の指標等については、単純な合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高(百万円)	61,958,733
経常利益(百万円)	3,598
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,614,442

(3) 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両社の最近連結会計年度に係る主要な経営指標等については、それぞれ以下のとおりです。

① AOI Pro.

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	21,671,857	25,568,288	27,976,981	28,817,992	32,060,286
経常利益 (千円)	1,454,971	1,383,153	1,704,078	1,939,957	2,302,545
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	674,570	310,575	645,155	1,238,967	1,098,284
包括利益 (千円)	711,288	438,616	861,665	1,618,931	1,030,553
純資産額 (百万円)	9,889,305	10,131,021	10,796,912	12,447,769	13,186,440
総資産額 (百万円)	20,669,597	20,867,362	23,554,184	25,583,642	28,995,267
1株当たり純資産額 (円)	803.77	809.07	844.61	943.52	989.77
1株当たり当期純利益 (円)	56.88	26.15	53.90	101.38	88.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	56.42	25.87	52.67	99.28	86.51
自己資本比率 (%)	46.2	46.2	43.2	45.8	42.7
自己資本利益率 (%)	7.1	3.2	6.5	11.3	9.1
株価収益率 (倍)	9.3	24.3	12.1	8.7	10.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△88,221	1,175,562	△274,468	1,255,755	1,257,733
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△726,089	△366,536	△1,176,359	△404,834	△1,552,560
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	927,274	△786,403	1,537,573	△269,240	1,675,976
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	2,340,294	2,364,701	2,457,409	3,052,387	4,413,540
従業員数 (名)	568 (—)	656 (—)	790 (—)	825 (—)	902 (—)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 第53期の1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式数、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式については、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有している当社株式を、控除対象の自己株式に含めて算定しております。
- 3 第53期より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

② TYO

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月
売上高 (千円)	24,153,262	25,000,118	26,569,944	28,393,885	29,898,447
経常利益 (千円)	1,093,655	1,390,291	1,509,394	1,806,665	1,296,238
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,120,145	808,002	596,328	1,119,749	516,158
包括利益 (千円)	1,157,313	828,002	624,428	1,142,816	426,582
純資産額 (百万円)	3,618,639	4,352,264	4,945,919	5,759,876	6,151,052
総資産額 (百万円)	12,437,773	13,057,852	12,879,470	14,590,450	14,873,988
1株当たり純資産額 (円)	58.32	70.01	77.18	89.31	91.48
1株当たり当期純利益 (円)	18.75	13.53	9.85	17.96	8.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	18.38	12.90	9.42	17.52	8.07
自己資本比率 (%)	28.0	32.0	37.4	38.2	38.4
自己資本利益率 (%)	38.7	21.1	13.3	21.6	9.2
株価収益率 (倍)	5.0	10.9	17.9	11.1	20.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,736,363	1,672,024	1,390,541	1,680,434	576,254
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	128,169	66,815	78,807	△155,959	30,470
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,446,998	△996,393	△984,385	△1,013,347	△716,175
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,653,301	3,394,817	3,878,433	4,388,123	4,112,739
従業員数 (名)	709 (62)	724 (62)	742 (54)	802 (68)	891 (59)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 従業員は就業人員であり、()内に臨時雇用者(派遣社員、アルバイト)の年間の平均雇用人数を外数で記載しております。
- 3 第31期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」記載のとおりであります。

2 【沿革】

- 平成28年7月29日 両社は、それぞれの株主総会の承認を前提として、共同で株式移転の方法により当社を設立することについて合意に達し、各社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び統合契約書の締結を決議いたしました。
- 平成28年9月27日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成29年1月4日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、両社の沿革につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は、広告事業、写真スタジオ事業及び映像関連事業等を行う傘下子会社及びグループの経営管理並びにこれに付帯又は関連する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となる両社の事業の内容は以下のとおりであります。

(1) AOI Pro.

AOI Pro. グループは、AOI Pro. と子会社19社及び関連会社6社で構成されており、広告制作、写真スタジオの2部門に係る事業を主として行っております。AOI Pro. グループの事業内容及び当該事業に係る位置づけは次のとおりであります。

① 広告制作事業

主にテレビCM作品、WEB作品の制作等、広告に係る制作事業

② 写真スタジオ事業

コンシューマー向け写真館運営事業

(2) TYO

TYOグループは、TYOと連結子会社14社及び関連会社1社により構成されております。TYOのセグメント別事業内容は次の通りであります。

① 広告事業

全ての広告コンテンツの戦略立案・企画・制作

〔主な関係会社〕 TYO、(株)TYOテクニカルランチ、(株)コム、(株)ゼオ、(株)ケー・アンド・エル、TYO-ASIA PTE. LTD.

② 映像関連事業

アニメーション及びミュージックビデオの企画・制作

〔主な関係会社〕 (株)祭、(株)TYOアニメーションズ、(株)リアル・ティ

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社の関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ①上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照ください。

5 【従業員の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となるA0I Pro. においては平成28年9月30日現在の、TYOにおいては平成28年7月31日現在の従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

A0I Pro.

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
広告制作事業	844
写真スタジオ事業	49
合計	893

(注) 従業員数は就業人員であり、契約社員等は含んでおりません。

TYO

平成28年7月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
広告事業	785(52)
映像関連事業	37(1)
全社(共通)	69(6)
合計	891(59)

(注) 1 従業員は就業人員であり、()内に臨時雇用者(派遣社員、アルバイト)の年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2 全社(共通)として記載されている従業員数は、TYOのグループ全体の管理に係る部門に所属しているものです。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 連結会社

当社の完全子会社となる両社の本報告書提出日までの1年間における労働組合の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

AOI Pro.

現在労働組合は結成されておませんが、労働関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

TYO

現在労働組合は結成されておませんが、労働関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の業績等の概要につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro. においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の生産、受注及び販売の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro. においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

3 【対処すべき課題】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の対処すべき課題につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro. においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

4 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成29年1月4日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) AOI Pro. の事業等のリスク

AOI Pro. の経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 経済情勢等の影響について

AOI Pro. グループが属する広告業界は、主に企業の広告宣伝費を糧として事業運営をしております。広告宣伝費は、内外の経済情勢・企業収益の動向に大きく左右される傾向が強いことから、その動きによっては、AOI Pro. グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 主要取引先の動向について

AOI Pro. グループの売上高の62%程度を、株式会社電通及び株式会社博報堂の2社グループが占めております。主に国内広告業界の情勢を反映するものとなっておりますが、これら主要販売先の業況・発注方針等の変化によっては、AOI Pro. グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新しい事業展開について

AOI Pro. グループの主たる事業である映像制作事業は受注による制作が原則であります。AOI Pro. グループとしては、この映像制作事業において培ってきた映像制作技術を活かし、ブランド認知度向上等を目的に、映画やテレビ番組等の企画制作とDVD・キャラクターの販売や、コンシューマー向け写真スタジオ事業にも取り組んでおります。加えて、新しい中期経営計画に基づき、動画コンテンツマーケティング事業もさらに推進していく考えです。これらの新しい事業については、一部、先行投資が発生することもあり、結果によっては、AOI Pro. グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ デジタル放送普及の影響について

AOI Pro. グループの売上高の5%程度を占めるCMプリントは、テレビ局向けにオンライン送稿システムの利用が普及すると、不要となることも予想されております。その場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 人材の確保・育成について

CMを中心に映像制作の全て(制作スタッフ編成、予算内での制作費執行、スケジュール及び作品のクオリティ管理等々)に係る責任者としてプロデューサーがいます。発注権限を持つ広告代理店クリエイターと深く係わりながら、仕事を受注する営業マンの役割も果たします。一人前になるには、7~10年を要します。この確保及び育成が重要な経営課題となっております。そのため、成果主義に基づく給与体系の導入・研修制度及び福利厚生制度の充実を図っております。加えて、動画コンテンツマーケティング事業の推進にあたっては、従来とは異なるコンピテンシーやノウハウを持った人材の確保も必要となります。

こうした優秀な人材の確保及び育成ができない場合は、AOI Pro. グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) TYOの事業等のリスク

TYOの経営成績、財政状態等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 企業の広告支出額がTYOグループの事業に与える影響について

景況感と企業の広告支出の変動には少なからず相関性があり、景気の悪化局面においては支出を抑制し、好転期には支出を増加させる傾向があります。従って、企業の広告支出額(特にTVCM制作費)の動向によっては、TYOグループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

② メディアの技術革新について

わが国における広告市場においては、技術の進歩によって多様な手法が生み出されております。TYOグループにおいては、積極的な営業展開とクリエイティブ力により新たな技術を活用した案件の提案・獲得に努めておりますが、TYOグループが今後のメディアの技術革新に柔軟に対応できない場合には、TYOグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定の取引先に対する依存度について

TYOグループの主な販売先に対する販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、株式会社電通が26.7%、株式会社博報堂が18.7%と比較的高くなっており、これは、TYOグループの販売実績において、広告事業における広告代理店経由取引の占める割合が約7割と高い(比率はいずれも平成27年7月期実績)ことに加え、株式会社電通及び株式会社博報堂が広告マーケットにおいて大きなシェアを有していることによります。両社の経営施策や取引方針の変更によっては、TYOグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 広告主との取引について

TYOグループでは、中期経営計画の重要方針の一つとして「広告主直接モデルの躍進」を掲げております。今後のTYOの重要な成長基盤になると考えておりますが、想定通りに進捗しない場合、TYOグループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報漏洩について

TYOグループでは、広告主の新商品情報、TVCM出演者の個人情報等、多様な情報を取り扱っております。経営方針で「TYOはすべての情報を大切に扱います。伝えるべき時には、広く正確に伝えます。伝えるべきでない時には、かたく守秘を通します。」と定めているように、情報の取扱いには細心の注意を払い、万全を期しております。具体的には、TYOを含むグループ4社が情報セキュリティの認証基準である「ISO27001」を取得しております。しかしながら、不慮の事態が発生し、情報が漏洩した場合には、信用の低下やそれに伴う案件の失注等によりTYOグループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 人材確保及び育成について

TYOグループの主要業務である広告制作は、ノウハウや経験、高いクリエイティブ力等が求められ、これらの要素を兼ね備えた人材の確保及び育成が重要な課題となっております。TYOグループでは、各種勉強会の開催等による人材育成、並びに各種のインセンティブ・プランを実行し、さらに平成27年8月より福利厚生制度を拡充したことで、優秀な人材の確保に努め、人材が社外に流出することを防いでおります。しかしながら、必要な人材の確保及び育成ができない場合、あるいは、人材が社外流出した場合には、TYOグループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 知的財産権について

TYOグループが広告制作を行う過程では、作曲家等の著作権、出演者等の肖像権、商標権等多様な知的財産権が関係しております。TYOグループでは、契約等で権利の帰属、範囲等を明確にすることで他者の権利を侵害することのないように努めておりますが、損害賠償請求等を受ける可能性は皆無ではなく、その場合にはTYOグループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ アジア地域等の海外市場展開について

TYOグループは、中期経営計画において、新規展開している海外事業をTYOグループの事業の軸の1つとすることを目指しており、海外市場(主にアジア地域)における広告会社のM&Aによるグループ内への取り込みを含め、積極展開を図っておりますが、これらの事業展開には、海外の事業投資に伴うリスク(為替リスク、カントリーリスク等)、出資額あるいは出資額を超える損失が発生するリスク、グループの信用低下リスク等を伴う可能性があり、計画通りに事業展開が進捗しない場合には、TYOグループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経営上の重要な契約等につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro. においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の研究開発活動につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro. においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro. においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の設備投資等の概要につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro. においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の主要な設備の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro. においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社

当社の完全子会社となる両社の設備の新設、除却等の計画につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro. においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)をご参照ください。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成29年1月4日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,566,447 (注) 1、2	東京証券取引所 (市場第一部) (注) 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、当社は種類株式発行会社ではありません。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4
計	24,566,447	—	—

1 AOI Pro. の普通株式の発行済株式総数13,334,640株(平成28年9月30日時点)、TYOの普通株式の発行済株式総数62,398,930株(平成28年7月31日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、本株式移転の効力発生日の直前までに両社の各株主からの株式買取請求権の行使、又は両社の各新株予約権者からの新株予約権の行使がなされたなどの場合には、当社が実際に交付する新株式数が変動することがあります。

2 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

両社が発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

① AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年1月4日)
新株予約権の数(個)	66 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙3 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権の内容の「2. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙3 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権の内容の「3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月4日 至 平成51年8月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権の内容の「5. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権の内容の「10. その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 AOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権の内容の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成28年9月30日現在の株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のAOI TYO Holdings株式会社第1回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

② AOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年1月4日)
新株予約権の数(個)	128 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙5 AOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙5 AOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権の内容の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月4日 至 平成54年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙5 AOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権の内容の「5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙5 AOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権の内容の「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙5 AOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権の内容の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成28年9月30日現在の株式会社AOI Pro. 第5回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のAOI TYO Holdings株式会社第2回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社AOI Pro. 第5回新株予約権の行使等により変動の可能性が
あります。

③ A0I TY0 Holdings株式会社第3回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年1月4日)
新株予約権の数(個)	1,562 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙7 A0I TY0 Holdings株式会社第3回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙7 A0I TY0 Holdings株式会社第3回新株予約権の内容の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「4. 行使価額の調整」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月4日 至 平成29年11月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙7 A0I TY0 Holdings株式会社第3回新株予約権の内容の「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙7 A0I TY0 Holdings株式会社第3回新株予約権の内容の「11. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙7 A0I TY0 Holdings株式会社第3回新株予約権の内容の「9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成28年9月30日現在の株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のA0I TY0 Holdings株式会社第3回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権の行使等により変動の可能性が
あります。

④ AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年1月4日)
新株予約権の数(個)	3,555 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙9 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙9 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権の内容の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「4. 行使価額の調整」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年12月2日 至 平成32年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙9 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権の内容の「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙9 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権の内容の「11. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙9 AOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権の内容の「9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 平成28年9月30日現在の株式会社AOI Pro. 第7回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のAOI TYO Holdings株式会社第4回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社AOI Pro. 第7回新株予約権の行使等により変動の可能性が
あります。

⑤ AOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年1月4日)
新株予約権の数(個)	3,858 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙11 AOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権の内容の「1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙11 AOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月4日 至 平成33年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙11 AOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙11 AOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権の内容の「6. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙11 AOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権の内容の「12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年7月31日現在の株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のAOI TYO Holdings株式会社第5回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

⑥ AOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年1月4日)
新株予約権の数(個)	404 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙13 AOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権の内容の「1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙13 AOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月4日 至 平成33年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙13 AOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権の内容の「10. 新株予約権の行使により株式が発行される場合の新株式の発行価額のうち、資本に組み入れる額」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙13 AOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権の内容の「6. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙13 AOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権の内容の「12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年7月31日現在の株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のAOI TYO Holdings株式会社第6回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

⑦ AOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年1月4日)
新株予約権の数(個)	7,500(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙15 AOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権の内容の「1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙15 AOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使時の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月4日 至 平成36年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙15 AOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権の内容の「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙15 AOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権の内容の「8. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙15 AOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権の内容の「12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年7月31日現在の株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のAOI TYO Holdings株式会社第7回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

⑧ AOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在 (平成29年1月4日)
新株予約権の数(個)	12,000 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙17 AOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権の内容の「1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙17 AOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使時の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年1月4日 至 平成36年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙17 AOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権の内容の「6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙17 AOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権の内容の「8. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙17 AOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権の内容の「12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 平成28年7月31日現在の株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の個数であります。当社は、本株式移転に際し、当該新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権1個に代わり、基準時に当該新株予約権者が有する当該新株予約権の合計と同数のAOI TYO Holdings株式会社第8回新株予約権1個を交付するものであります。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成29年1月4日現在の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年1月4日	普通株式 24,566,447 (予定)	普通株式 24,566,447 (予定)	5,000	5,000	1,250	1,250

(注) AOI Pro. の普通株式の発行済株式総数13,334,640株(平成28年9月30日時点)、TYOの普通株式の発行済株式総数62,398,930株(平成28年7月31日時点)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、本株式移転の効力発生日の直前までにAOI Pro. 又はTYOの株主から株式買取請求権の行使、又は両社の各新株予約権者からの新株予約権の行使がなされたなどの場合には、当社が実際に交付する新株式数が変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両社の所有者別状況については、以下のとおりであります。

① A0I Pro.
普通株式

平成28年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	29	19	61	56	3	3,561	3,729	—
所有株式数(単元)	—	31,706	655	30,593	6,069	101	64,121	133,245	10,140
所有株式数の割合(%)	—	23.78	0.49	22.95	4.55	0.08	48.15	100.0	—

(注) 1 「金融機関」には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する株式2,745単元が含まれております。

2 自己株式531,076株は「個人その他」に5,310単元及び「単元未満株式の状況」に76株を含めて記載しております。

3 上記「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が2単元含まれております。

② TYO
普通株式

平成28年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	21	22	68	48	12	14,861	15,032	—
所有株式数(単元)	—	68,860	11,020	83,719	38,930	500	420,914	623,943	4,630
所有株式数の割合(%)	—	11.03	1.77	13.42	6.24	0.08	67.46	100.00	—

(注) 自己株式608株は、「個人その他」に6単元、「単元未満株式の状況」に8株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるAOI Pro. においては平成28年9月30日現在の、TYOについては平成28年7月31日時点での株主データに基づき、株式移転比率を勘案した当社の大株主の状況は以下のとおりです。

平成29年1月4日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
㈱コスモチャンネル	神奈川県横浜市青葉区美しが丘 一丁目12番32号	1,373	5.59
㈱イマジカ・ロボットホールディ ングス	東京都品川区東五反田二丁目14 番1号	1,018	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀 行㈱(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11 号	910	3.71
フィールズ㈱	東京都渋谷区南平台町16番17号	879	3.58
吉田 博昭	神奈川県鎌倉市	816	3.32
(自己株式)	—	630	2.57
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3 号	407	1.66
原 仁	神奈川県横浜市青葉区	400	1.63
原 文子	神奈川県横浜市青葉区	328	1.34
木村 克巳	東京都大田区	308	1.25
計	—	7,072	28.79

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となる両社の議決権の状況は以下のとおりであります。

AOI Pro.

平成28年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 531,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 12,793,500	127,935	—
単元未満株式	普通株式 10,140	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,334,640	—	—
総株主の議決権	—	127,935	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」の欄は、全てAOI Pro. 保有の自己株式であります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託(BBT)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する株式274,500株(議決権の数2,745個)が含まれております。

3 上記は、平成28年9月30日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

TYO

平成28年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 62,393,700	623,937	—
単元未満株式	普通株式 4,630	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	62,398,930	—	—
総株主の議決権	—	623,937	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、TYO所有の自己株式8株が含まれております。

2 上記は、平成28年7月31日現在の情報であり、当社の設立日までに変動することがあります。

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成29年1月4日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となる両社の自己株式については、以下のとおりであります。

AOI Pro.

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) AOI Pro.	東京都品川区大崎 一丁目5番1号	531,000	—	531,000	3.98
計	—	531,000	—	531,000	3.98

(注) 「株式給付信託(BBT)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口)が所有する株式274,500株については、上記の自己株式等に含まれておりません。

TYO

平成28年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) TYO	東京都品川区上大崎 二丁目21番7号	600	—	600	0.00
計	—	600	—	600	0.00

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社のストックオプション制度の内容は以下のとおりであります。

AOI Pro.

AOI Pro. は、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第2回ストックオプション

決議年月日	平成21年7月21日
付与対象者の区分及び人数	A0I Pro. 取締役 7名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙2 株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の内容の「2. 募集新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙2 株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の内容の「3. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月18日 至 平成51年8月17日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2 株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の内容の「10. その他の募集新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2 株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の内容の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 1 株式会社葵プロモーション第2回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

② 第5回ストックオプション

決議年月日	平成24年11月12日
付与対象者の区分及び人数	A0I Pro. 取締役 8名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙4 株式会社A0I Pro. 第5回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙4 株式会社A0I Pro. 第5回新株予約権の内容の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成24年11月28日 至 平成54年11月27日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙4 株式会社A0I Pro. 第5回新株予約権の内容の「10. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙4 株式会社A0I Pro. 第5回新株予約権の内容の「8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 1 株式会社A0I Pro. 第5回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

③ 第6回ストックオプション

決議年月日	平成24年11月12日
付与対象者の区分及び人数	A0I Pro. 従業員 351名(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙6 株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙6 株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権の内容の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「4. 行使価額の調整」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成26年11月28日 至 平成29年11月27日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙6 株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権の内容の「11. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙6 株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権の内容の「9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 1 株式会社A0I Pro. 第6回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

④ 第7回ストックオプション

決議年月日	平成27年11月10日
付与対象者の区分及び人数	A0I Pro. 使用人 387名 A0I Pro. 子会社の取締役(社外取締役を除く) 26名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙8 株式会社A0I Pro. 第7回新株予約権の内容の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙8 株式会社A0I Pro. 第7回新株予約権の内容の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「4. 行使価額の調整」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成29年12月2日 至 平成32年12月1日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙8 株式会社A0I Pro. 第7回新株予約権の内容の「11. その他の新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙8 株式会社A0I Pro. 第7回新株予約権の内容の「9. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照ください。

(注) 1 株式会社A0I Pro. 第7回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

TYO

TYOは、ストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第8回新株予約権

決議年月日	平成23年1月14日
付与対象者の区分及び人数	TYO取締役 15名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙10 株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の内容の「1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙10 株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成26年1月15日 至 平成33年1月14日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙10 株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の内容の「6. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙10 株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の内容の「12. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 1 株式会社ティー・ワイ・オー第8回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

② 第9回新株予約権

決議年月日	平成23年1月14日
付与対象者の区分及び人数	TYO従業員 42名 TYO子会社取締役及び従業員 28名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙12 株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の内容の「1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙12 株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成26年1月15日 至 平成33年1月14日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙12 株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の内容の「6. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙12 株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の内容の「12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 1 株式会社ティー・ワイ・オー第9回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

③ 第10回新株予約権

決議年月日	平成26年12月25日
付与対象者の区分及び人数	TYO取締役 4名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙14 株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の内容の「1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙14 株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使時の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月26日 至 平成36年12月25日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙14 株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の内容の「9. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙14 株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の内容の「13. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 1 株式会社ティー・ワイ・オー第10回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

④ 第11回新株予約権

決議年月日	平成26年12月25日
付与対象者の区分及び人数	TYO従業員 34名 TYO子会社取締役 8名(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	株式移転計画書 別紙16 株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の内容の「1. 新株予約権の目的となる株式の種類および数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	株式移転計画書 別紙16 株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の内容の「4. 新株予約権の行使時の払込金額」をご参照ください。
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月26日 至 平成36年12月25日
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙16 株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の内容の「9. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙16 株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の内容の「13. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」をご参照ください。

(注) 1 株式会社ティー・ワイ・オー第11回新株予約権の決議当時の付与対象者の区分及び人数です。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成29年1月4日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年12月31日、中間配当については毎年6月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の株価の推移は以下のとおりであります。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

- ① AOI Pro.
普通株式

回次	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	530	675	740	933	1,180
最低(円)	374	485	542	600	823

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

- ② TYO
普通株式

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月	平成28年7月
最高(円)	110	208	209	216	248
最低(円)	60	91	142	164	138

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月12日以前は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年7月16日から平成25年10月24日までは東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、平成25年10月25日から平成26年1月29日までは東京証券取引所市場第二部におけるものであり、平成26年1月30日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

- ① AOI Pro.
普通株式

月別	平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	951	1,044	1,050	1,106	942	869
最低(円)	839	838	799	917	817	821

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

- ② TYO
普通株式

月別	平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	177	172	169	198	166	156
最低(円)	160	163	152	161	146	141

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の方況】

平成29年1月4日に就任を予定している当社の役員の方況は、以下のとおりであります。

男性8名 女性0名(役員のうち女性比率 0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	(1) 所有するAOI Pro.の普通株式数 (2) 所有するTYOの普通株式数 (3) 割り当てられる当社の普通株式数
代表取締役	—	吉田博昭	昭和24年 8月22日生	昭和50年3月 昭和57年4月 平成28年10月	日本天然色映画(株)入社 TYO設立 代表取締役社長 TYO会長(現)	(注)1	(1) 0株 (2) 4,534,142株 (3) 816,145株
代表取締役	—	中江康人	昭和42年 4月28日生	平成3年4月 平成18年7月 平成20年6月 平成22年6月 平成27年2月 平成28年6月	(株)葵プロモーション(現 AOI Pro.)入社 AOI Pro. 執行役員 AOI Pro. 上席執行役員第一プロダクションディビジョン本部長 AOI Pro. 常務取締役 AOI Pro. 代表取締役社長 グループCEO(現) AOI Pro. 代表取締役 社長執行役員(現)	(注)1	(1) 20,000株 (2) 0株 (3) 20,000株
専務取締役	—	譲原理	昭和40年 6月2日生	昭和63年4月 平成20年4月 平成22年1月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年10月 平成25年4月 平成26年4月 平成26年5月 平成26年12月 平成27年2月 平成28年6月	(株)第一勧業銀行(現 (株)みずほ銀行)入行 (株)みずほフィナンシャルグループ グループ戦略部次長 (株)葵プロモーション(現 AOI Pro.)入社 執行役員財務本部長 AOI Pro. 取締役 AOI Pro. 常務取締役 AOI Pro. ASIA PTE. LTD. 取締役(現) 北京葵友广告有限公司董事長(現) AOI Pro. 専務取締役 グループCFO(現) (株)ホリーホック取締役(現) AOI Pro. 代表取締役専務取締役 AOI Pro. 代表取締役副社長 AOI Pro. 代表取締役 副社長執行役員(現)	(注)1	(1) 13,000株 (2) 0株 (3) 13,000株
常務取締役	—	上窪弘晃	昭和45年 1月1日生	平成4年4月 平成14年6月 平成17年7月 平成19年8月 平成22年7月 平成27年3月 平成27年7月 平成28年10月	(株)富士銀行(現 (株)みずほ銀行)入行 TYO入社 TYO経営企画部 部長 TYO取締役 経営戦略本部長 TYO常務取締役 経営戦略本部長 TYO-ASIA PTE. LTD. 取締役(現) PT TYO FIRST EDITION取締役(現) TYO代表取締役副社長 経営戦略本部長(現)	(注)1	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する AOI Pro. の 普通株式数 (2) 所有する TYOの 普通株式数 (3) 割り当てら れる当社の 普通株式数	
取締役 (常勤監 査等委 員)	—	八重樫悟	昭和24年 7月28日生	昭和48年4月 平成8年4月 平成10年5月 平成10年6月 平成13年6月 平成19年4月 平成26年4月 平成26年5月 平成26年6月 平成28年6月	(株)北海道拓殖銀行入行 (株)北海道拓殖銀行上野支店長 (株)葵プロモーション(現 AOI Pro.)入社管理本部財務部長 AOI Pro. 取締役 AOI Pro. 常務取締役 AOI Pro. 専務取締役 AOI Pro. 取締役 (株)デジタル・ガーデン監査役(現) (株)ホリーホック監査役(現) (株)スクラッチ監査役(現) (株)メディア・ガーデン監査役(現) (株)ティー・ケー・オー監査役(現) (株)STORYWRITER監査役(現) (株)シースリーフィルム監査役(現) (株)ワサビ監査役(現) (株)ビジネス・アーキテクト監査役(現) (株)大日監査役(現) AOI Pro. 常勤監査役 AOI Pro. 取締役(常勤監査等委員)(現) (株)Quark tokyo監査役(現)	(注) 2	(1) 46,300株 (2) 0株 (3) 46,300株
取締役 (監査等 委員)	—	小久保崇	昭和49年 1月18日生	平成12年10月 平成18年4月 平成18年9月 平成20年12月 平成21年2月 平成23年10月 平成26年3月 平成26年7月 平成26年10月 平成28年2月	第一東京弁護士会に弁護士登録 西村総合法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 米国デューク大学ロースクール卒業 クリアリー・ゴッドリーブ・ステーション&ハミルトン法律事務所(ニューヨーク)勤務 仏国インシアード(INSEAD)卒業 インテグラル(株)入社 TYO監査役 小久保法律事務所設立 (株)ADC設立 代表取締役(現) TYO取締役(現) ディッグ・フィールズ・アンド・コー(株)社外取締役(現)	(注) 2	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
取締役 (監査等 委員)	—	高田一毅	昭和40年 7月4日生	平成14年12月 平成16年4月 平成23年4月 平成23年6月 平成28年6月	税理士登録 高田会計事務所開業 みなとみらい税理士法人 高田会計事務所代表社員(現) (株)葵プロモーション(現 AOI Pro.)監査役 AOI Pro. 取締役(監査等委員)(現)	(注) 2	(1) 4,300株 (2) 0株 (3) 4,300株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する AOI Pro. の 普通株式数 (2) 所有する TYOの 普通株式数 (3) 割り当てら れる当社の 普通株式数
取締役 (監査等 委員)	—	萩原義春	昭和44年 2月4日生	平成5年10月 司法書士高橋美重子事務所入 所 平成6年5月 司法書士登録 平成9年4月 ベックワンプートナーズ総合 事務所・司法書士萩原義春事 務所(現 司法書士事務所アレ ックス・カウンセル・アン ド・サービス)開設 代表司 法書士(現) 平成20年10月 TYO監査役 平成25年11月 TYO常勤監査役(現) 株式会社TYOテクニカルランチ監査 役(現) 平成27年2月 株式会社アレックス・リアル・エス テート代表取締役(現) 平成27年7月 PT TYO FIRST EDITION主席監 査役(現) 平成27年8月 株式会社ケー・アンド・エル監査役 (現)	(注) 2	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
合計						(1) 83,600株 (2) 4,534,142株 (3) 899,745株

- (注) 1 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、平成29年1月4日である当社の設立日より、平成29年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、平成29年1月4日である当社の設立日より、平成30年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 3 取締役小久保崇氏、高田一毅氏及び萩原義春氏は、社外取締役であります。
- 4 所有するAOI Pro. 又はTYOの株式数は、AOI Pro. においては平成28年9月30日現在の、TYOにおいては平成28年7月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両社の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
- 5 役名及び職名は、本報告書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本報告書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

① 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置いたします。

② 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定める予定であります。

③ 株主総会の普通決議要件

当社は、株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。

④ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定であります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑤ 取締役に関する定款の規定

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、4名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする旨を定款に定める予定であります。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定であります。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定める予定であります。取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定であります。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定める予定であります。さらに、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定であります。

⑥ 重要な業務執行の決定の取締役への委任

当社は、監査等委員会設置会社となる予定であるため、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款に定める予定であります。

⑦ 取締役の報酬等

当社は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」といいます。)を、株主総会の決議によって定める予定であります。但し、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の総額は年額金2億円以内とする旨を定款(附則)に定める予定であります。また、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額金5000万円以内とする旨を定款(附則)に定める予定であります。

⑧ 社外取締役との関係

社外取締役と当社との間には、一部当社株式の保有(「5 役員の状況」に記載)を除き、人的関係、資金的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

⑨ 会計監査人

当社の会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任する予定であります。

⑩ 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定であります。

⑪ その他の事項

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設会社であるため、監査報酬の内容等は未定であります。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、完全子会社となる両社の経理の状況につきましては、各社の有価証券報告書(AOI Pro.においては平成28年6月28日、TYOにおいては平成28年10月28日提出)及び四半期報告書(AOI Pro.においては平成28年8月10日、平成28年11月9日提出、TYOは該当なし)をご参照ください。

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりであります。

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで。但し、最初の事業年度は、当社の設立の日から平成29年12月31日までとする予定であります。
定時株主総会	毎決算期の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	未定 (注) 2

(注) 1 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定であります。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ④ 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
- 2 当社設立後、利益還元政策等を総合的に勘案し、決定する予定であります。

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

なお、上場申請会社となる当社の完全子会社となる予定であるAOI Pro.、TYOが、それぞれ最新事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

AOI Pro.

事業年度 第53期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
平成28年6月28日関東財務局長に提出

TYO

事業年度 第35期(自平成27年8月1日 至平成28年7月31日)
平成28年10月28日関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

AOI Pro.

- (i) 事業年度 第54期第1四半期(自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
平成28年8月10日関東財務局長に提出
- (ii) 事業年度 第54期第2四半期(自平成28年7月1日 至平成28年9月30日)
平成28年11月9日関東財務局長に提出

TYO

該当なし

③ 【臨時報告書】

AOI Pro.

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- (i) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年6月29日関東財務局長に提出
- (ii) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月11日関東財務局長に提出
- (iii) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年9月28日関東財務局長に提出

TYO

①の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出しております。

- (i) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月11日関東財務局長に提出
- (ii) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年10月28日関東財務局長に提出
- (iii) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年9月29日関東財務局長に提出

④ 【訂正報告書】

AOI Pro.

訂正報告書(上記③AOI Pro. (ii)の平成28年7月11日付臨時報告書の訂正報告書)を平成28年7月29日に関東財務局長に提出

TYO

訂正報告書(上記③TYO(ii)の平成28年7月11日付臨時報告書の訂正報告書)を平成28年7月29日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

AOI Pro.

株式会社AOI Pro.

(東京都品川区大崎一丁目5番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

TYO

株式会社ティー・ワイ・オー

(東京都品川区上大崎二丁目21番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。